

墨田区のお知らせ2011.12.1

NO.1658 (毎月1日・11日・21日発行)

すみだ

発行：墨田区(広報広聴担当) 公5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

2つの矩形が寄り添うシンボルは、墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、区および区職員との協働・協治を表すものです。

- 2面以降の主な内容
- 2・3面…私たちの身近にある人権問題について学んでみましょう
- 4・5面…平成23年秋の褒章・叙勲
- 6面…すこやかライフ
- 7・8面…講座・教室・催し・募集

すみだと全国の旬間歳時記

●12月10日：世界人権デー
1948年のこの日に国連総会で「世界人権宣言」が採択されたことを記念して、2年後に、この日が「世界人権デー」と制定された。日本では、この日までの1週間を「人権週間」と定めており、講演会やシンポジウムなど、人権に関する啓発活動が全国各地で行われる。

☎ <http://www.city.sumida.lg.jp/>

12月4日～10日は「人権週間」 大切な“人権”について 考えてみましょう！

人がその人らしく生きていくために欠かせない“人権”。あなたの大切な“人権”は守られていますか。今号では、12月4日～10日の「人権週間」にちなみ、様々な人権についてご紹介します。皆さんも人権の大切さを理解し、身のまわりの人権問題に対して何ができるのかを考えてみましょう。

正しい理解と行動を

人権とは、「人がその人らしく生きていくため、生まれながらに等しく持っている権利」のことで、私たちが幸せに生活するために欠かせない権利です。例えば、私たちが自由に考え発言できたり、自由に職業を選べたり、お互いの合意があれば自由に結婚できたりするのは、この人権が守られているからです。

しかし、実際には、性別や社会的身分、国籍、人種、出身地などにより差別される人権問題が、いまだに私たちのまわりに存在しています。

このような問題を社会からなくすためには、私たち一人ひとりが人権について正しく理解して、日々の暮

らしの中で、お互いの人権を尊重し、対等な相手として認め合うことが大切です。

そこで区では、人権・男女共同参画に関する啓発冊子などの発行や、本紙での「人権・同和問題コラム」の掲載、各種講演会、催しの開催等の人権啓発活動に取り組んでいます。また、「中学生人権作文コンテスト」・「子どもたちの人権メッセージ」の募集や、「人権の花運動」等を通じた人権教育も行っています。

皆さんも、差別や偏見をなくし、すべての人が幸せに生きるために、いま取り組めることは何か、この機会に改めて考えてみましょう。

【問合せ】人権同和・男女共同参画課
人権同和担当 公5608-6322



みんなで築こう 人権の世紀

考えよう 相手の気持ち

育てよう 思いやりの心

第63回 人権週間

12月4日～12月10日

12月10日は人権デーです。

人権に関する問題でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

全国共通人権相談ダイヤル ☎ 0570-003-110

子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110 (通話無料)

女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810

インターネット人権相談受付窓口

【パソコンから】 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

【インターネット人権相談】

【携帯電話から】 <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

人権の花運動

みんなで協力しながら花を育てることを通して、協力・感謝することの大切さや、思いやりの心を育むことを目的に、区内の小学生が毎年取り組んでいます。



きれいな花が咲きました(菊川小学校にて)

子どもたちの人権メッセージから

都内各地域の小学生による「第18回子どもたちの人権メッセージ発表会」(特別区・島しょ人権啓発活動ネットワーク協議会、東京人権擁護委員協議会等の主催)が9月10日に荒川区で開催されました。区の代表として発表した、業平小学校6年生の栃本礼さんに話を聴きました。

人権侵害を受けている子を減らしたい

業平小学校6年生 栃本 礼さん

“人権”っていうと難しいけれど、いじめについては考えたことがありました。昔、友達がいじめられていたからです。そのとき感



「私にできること」を発表する栃本さん

じたことを「私にできること」として発表しました。大勢の前で発表するのは緊張したけれど、私のメッセージが多くの人に伝わったと思うと、うれしかったです。

いじめを受けている子を減らすのはなかなか難しいことだと思うけれど、軽はずみな言葉で、知らないうちに誰かを傷つけてしまわないように、まずは自分の言葉遣いから気を付けていきたいです。

人権・男女共同参画に関する啓発冊子

区では、人権や男女共同参画について、区民の皆さんに考えていただくきっかけとなる冊子を作成し、お配りしています。ぜひ、ご活用ください。

■人権啓発冊子「人権感覚」

様々な人権問題を、詳しく紹介しています。

■男女共同参画情報誌「にじ」

男女共同参画に関する情報や区の実情などを紹介しています。

【配布場所】人権同和・男女共同参画課(区役所12階)、社会福祉会館(東墨田2-7-1)、すみだ女性センター(押上2-12-7-111)ほか

